



## 「人事・賃金制度等の見直し」に対する基本要素 Part12

◎入寮条件から年齢制限を廃止し、希望者は入寮できるようにすること。

社員の「多様な働き方」と「多様な暮らし方」を実現するために

寮を希望する社員が等しく入居できる福利厚生制度が必要だ！

- ・単身赴任者は寮に入れるが、35歳以上の独身者は自分で住居を探す必要がある。年齢で制限するのは不公平である。
- ・全ての社員が広範囲に異動する可能性がある。また、勤務形態・家庭事情は多種多様であり、年齢で入寮を制限するのはおかしい。
- ・会社の掲げる「多様な暮らし方支援」において、年齢制限を行うことにより矛盾が生じる。

◎社宅及び寮について、社員の勤務実態等を踏まえて「週に2回以上は寮に宿泊する」とした入寮条件を廃止すること。

勤務形態は多様化し、社員の生活スタイルや家庭環境も様々である！

勤務時間外の「在宅日数」を条件とする「縛り」は必要ない！

- ・勤務形態や家族事情は多様であり、一律での条件は実態に合わない。
- ・社宅や寮に入居をしても、介護・育児など自宅等を生活の中心としたケースも存在する。
- ・社員個々の勤務実態で寮に週2回以上居ない場合もある。寮での宿泊を縛る条件はおかしい。
- ・長期間の旅行や帰省等もあり、社員個々のスケジュールにも支障を及ぼすことになる。

◎35歳以上の独身者が転勤する際の入寮可能条件を令和8年4月1日以前の社員にも適用すること。

この間も会社の人事運用において寮に入ることもできず

居住地を変更し「新たに賃貸住宅を契約してきた社員」も多くいる！

- ・実施日以降の対象ではなく、全社員同じ扱いにするべきである。
- ・社員個々の勤務形態や家族事情は多様であり、居住地選択肢の幅が増えることは生活の向上につながる。
- ・現行の社員との「平等性」を保持する必要がある。

◎寮の各部屋に風呂（シャワー）とトイレを設置すること。

一人ひとりが快適な生活と、心身共に休めることができる

多様性、プライバシーなどを配慮した生活環境の実現が必要だ！

- ・精神的豊かさやプライバシー尊重が社会的な要請となっている。
- ・性的マイノリティへの配慮としても不可欠である。
- ・寮や社宅の設備の多くは「国鉄由来のまま」である。今の時代にマッチしていない。